

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付する。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、60者程度が見込まれる。

令和6年9月10日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局 能登復興事務所長 杉本 敦

1. 業務概要

(1) 業務名 令和6年度能登復興事務所用地調査点検等技術業務 (その2)

(電子入札対象案件)

(電子契約対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、能登復興事務所における道路、河川の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する測量、調査、補償金額の算定等に係る工程管理補助、成果の点検・調製確認並びに用地関係資料の作成等の業務を行い、当該事業の用地取得の進捗を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

なお、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 用地調査等の工程管理補助
- 2) 調査書等の点検・調製確認
- 3) 用地関係資料の作成
- 4) 記録簿等の作成
- 5) 資料収集調査
- 6) 現地確認調査

(4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

能登復興事務所管内 (石川県珠洲市・輪島市及び穴水町地内)

(5) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては、以下の視点から、競争参加資格確認申請書等を提出する者 (以下「競争参加資格確認申請者」という。) は創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めるための各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うものとする。

2) 本業務における留意点に対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

留意点：用地関係資料の作成にあたっての留意事項について

(6) 成果物について

本業務により提出される成果物は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

- 1) 用地調査点検等技術業務日報 1式
- 2) 用地調査点検等技術業務打合せ書 1式
- 3) 立会報告書 1式
- 4) 点検報告書及び調査書等の写し 1式
- 5) 点検・調製確認完了報告書 1式
- 6) 用地関係資料作成完了報告書及び各種資料 1式
- 7) 用地交渉等記録簿 1式
- 8) 打合せ協議書 1式
- 9) 収集資料 1式
- 10) 現地確認調査報告書 1式

(7) 履行期間 契約締結の翌日から令和7年3月31日

(8) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(9) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(10) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

(11) 本業務は、令和6年3月13日付け国土交通本省通知「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない業務である。

2. 入札参加資格

競争参加資格確認申請者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和5・6年度の補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の 4 部門全ての登録部門又は総合補償部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の 4 部門全ての登録部門又は総合補償部門において登録を受けていない企業も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の時に、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の 4 部門全ての登録部門又は総合補償部門において登録を受けていなければならない。

- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者に対する条件

2-1. (2)に掲げる令和 5・6 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時までに当該認定を受けていなければならない。

なお、開札の時までに、当該認定がされていない場合は、競争参加資格を有しない者のした入札に該当し、入札を無効にする。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、別冊北陸地方整備局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ 組合の理事

ホ その他業務を執行する者であって、イからニまでに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（※）。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次の 1) 又は 2) のことをいう。

1) 会社法に基づく子会社等、親会社等の関係にないこと。

2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員若しくは管財人を兼ねていないこと。

(2) 誓約書の提出

上記（1）における中立公平性が確認できる誓約書を競争参加資格確認時に提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- 1) 競争参加資格確認申請者は、北陸地方整備局管内に業務拠点（配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。
- 2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成 21 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領及び地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

業務実績は、平成 21 年度以降に元請として完了した同種又は類似業務とし、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務の実績は含まない。

業務： 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第 2 条第 1 項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和 2 年 12 月 23 日付け国不用第 35 号。以下「運用通知」という。）記 1 の別紙に定める登録部門のいずれかの業務（用地調査点検等技術業務、補償資料確認処理等業務、用地関係資料作成整理等業務、用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）

2-5. 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記 1)、2)、3)、4) 及び 5) のすべての条件を満たす者 1 名を主任担当者として置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有する者。

- イ 下記 2) (ア) の同種業務に関し 7 年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し 5 年以上の指導監督的実務の経験を有する者。
- ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験 7 年以上を含む 20 年以上の実務の経験を有する者。
- ハ 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
- ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年 3 月 28 日理事会決定。以下「実施規程」という。）第 3 条に掲げる総合補償部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- ホ 実施規程第 3 条に掲げる土地調査部門及び補償関連部門の 2 部門すべてにおいて実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

2) 配置予定主任担当者が必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定主任担当者は、平成 21 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領及び地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

い。

業務実績には、平成 21 年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、発注者として従事した同種又は類似業務の経験及び出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。

(ア) 同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した用地調査点検等技術業務、補償資料確認処理等業務、用地関係資料作成整理等業務、用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務。

(イ) 類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第 2 条第 1 項の別表及び運用通知記 1 の別紙に定める登録部門のいずれかの業務（同種業務を除く。）。

また、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

3) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の競争参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。

4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、令和 6 年 9 月 10 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。以下同じ。）が 5 億円未満かつ 10 件未満であること。ただし、手持ち業務とは主任担当者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務をいう。

なお、令和 6 年 9 月 10 日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において予決令第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円未満から 2.5 億円未満に、件数を 10 件未満から 5 件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額 5 億円、件数で 10 件（令和 6 年 9 月 10 日現在での手持ち業務に、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で 2.5 億円、件数で 5 件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の（ア）から（ウ）までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、

本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(ア) 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。

(イ) 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者。

(ウ) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者。

5) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと又は被補償者の役員若しくは管財人を兼ねていないこと。

(2) 配置予定担当技術者の資格等

配置予定担当技術者については、配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと又は被補償者の役員若しくは管財人を兼ねていないこととする。

2-6. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3) 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は 30 点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- （ア） 予定技術者の経験及び能力
- （イ） 実施方針
- （ウ） 技術提案
- （エ） 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = ((ア)に係る評価点) + (技術提案評価点) × ((エ)の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = ((イ)に係る評価点) + ((ウ)に係る評価点)

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒926-0852 石川県七尾市小島町西部1番3 ワークパル七尾2階
 北陸地方整備局 能登復興事務所 小島町分室 経理課 業務契約担当
 電話 0767-52-5611
 電子メール: notofukkou-gyomukeiyaku@hrr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和6年9月10日（火）から令和6年10月24日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

入札説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。

運用及び操作の詳細については、以下のアドレスを参照のこと。

アドレス: <https://www.e-bisc.go.jp/>

なお、電子入札システムからダウンロードできない場合は、4. (1) に電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は、着信確認を行うこと。

交付方法: 交付期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びCD等を同封し、
 4. (1) へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。
 (窓口交付は行わない。)

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

令和6年9月10日（火）から令和6年9月25日（水）12時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、令和6年9月25日（水）12時00分までに上記4. (1) に必着とする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では、競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。また、本業務は、競争参加資格確認申請書等のヒアリングを省略する。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和6年10月11日（金）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、入札書を上記4.（1）まで持参すること。

- ・電子入札システムによる入札の締め切りは、令和6年10月25日（金）13時00分

- ・紙により持参の場合は、令和6年10月25日（金）13時00分

- ・開札は、令和6年10月29日（火）11時00分

〒926-0852 石川県七尾市小島町西部1番3 ワークパル七尾2階
北陸地方整備局 能登復興事務所 小島町分室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金 免除

(イ) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

(6) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(7) 詳細は入札説明書による。